

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金「補足給付金（不足額給付）」のご案内

補足給付金（不足額給付）とは、以下の事情により、当初調整給付^{（注）}の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」が「当初給付時調整給付所要額」を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

※注3：事務処理基準日（令和7年6月2日）以降の税額変更等は定額減税補足給付金（不足額給付）の対象とはなりません。

支給対象者及び給付金の金額

令和7年6月2日時点の状況により判定します。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その**差額**を支給します。

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、**1人当たり原則4万円（定額）**を支給します。

（注）令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合等は3万円となります。

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

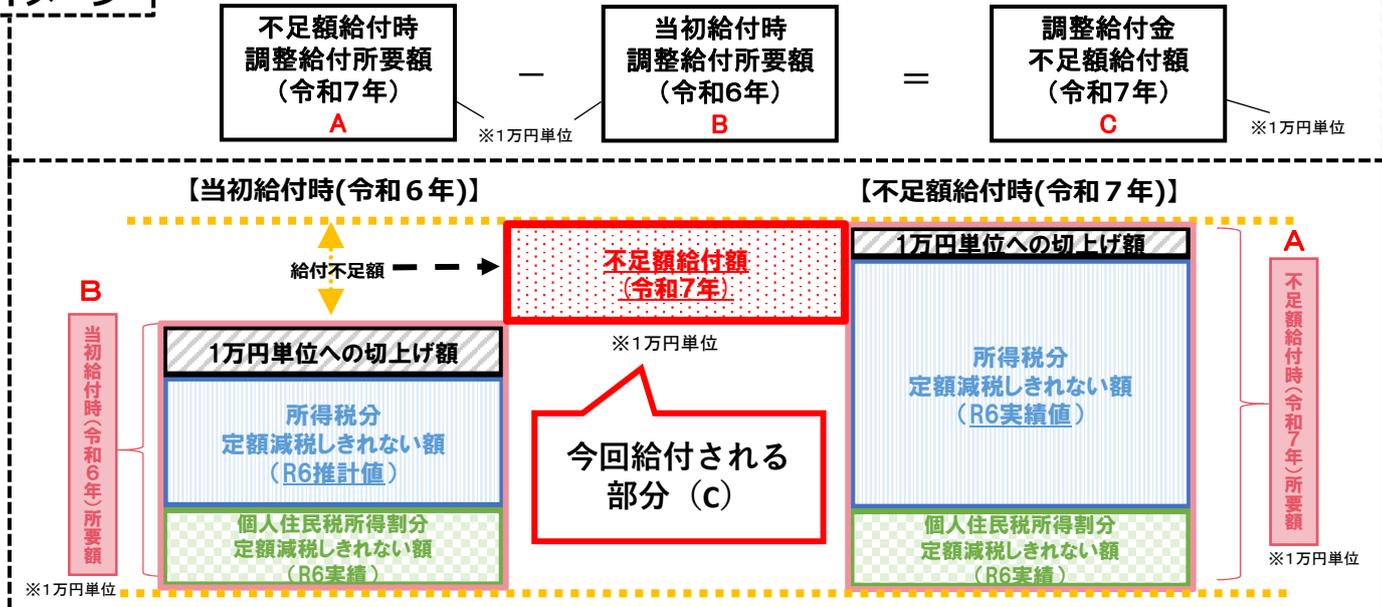
確認書の発送時期

対象と思われる方に対して、**令和7年7月中旬**から順次確認書を送付します。

※一部、手続きが必要となる方がいるため、詳細は確認書をご確認ください。

詳細は裏面をご確認ください。

イメージ



給付金の支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

(1) 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が上尾市の場合

- 対象となる世帯には、上尾市福祉総務課から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を、令和7年7月中旬以降から順次送付します。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）をご確認いただき、振込先を変更したい場合は、上尾市給付金コールセンターまでご連絡ください。【連絡期限：令和7年7月23日（水）】また、振込先が未記載のものは、必要事項を記入し、添付書類とともに上尾市福祉総務課に返送してください。【返送期限：令和7年10月31日（金）当日消印有効】

(2) 令和6年度課税団体が上尾市以外で令和7年度課税団体が上尾市の場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。※申請書は、令和7年7月10日（木）より市ホームページからダウンロード、または上尾市福祉総務課窓口にて配布します。
- 令和6年中に上尾市に転入された方であって給付対象となる方は、申請書に必要な資料を添えて、給付金申請受付窓口、又は上尾市福祉総務課までご提出ください。【申請期限：令和7年10月31日（金）当日消印有効】

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす方

- 令和7年1月1日時点で上尾市に住民登録がある方
- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
- 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
- 令和5年度または令和6年度の低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- 給付金を受け取るには、申請が必要です。※申請書は、令和7年7月10日（木）より市ホームページからダウンロード、または上尾市福祉総務課窓口にて配布します。
- 申請書に必要な資料を添えて、給付金申請受付窓口、又は上尾市福祉総務課までご提出ください。【申請期限：令和7年10月31日（金）当日消印有効】

お問い合わせ

【受付時間 平日9:00～17:00】

- 上尾市給付金申請受付窓口（市役所2階納税課手前）〒362-8501 上尾市本町3-1-1
- 上尾市給付金コールセンター ☎048-775-3548 担当課 上尾市福祉総務課